

孤独・孤立対策推進経費

令和7年度行政事業レビュー・公開プロセス

内閣府 孤独・孤立対策推進室

令和7年6月

「孤独」

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す



- ✓ **社会構造の変化**(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など)により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。

会社
とのつながり

地域
とのつながり

家族
とのつながり

- ✓ 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- ✓ **約4割**の人が「孤独感がある」と回答。(2024年)
- ✓ 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、**20～29歳(7.4%)が最も高く、次いで30～39歳(6.0%)**。(2024年)
- ✓ **こどもの自殺者数は増加し、2024年は過去最多**。(2019年:399人→2024年:529人)。
- ✓ **2050年には全世帯の44.3%が単身世帯**となると推計。

(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ **社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い**
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ **社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある**
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combating loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ **他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇**
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか (2015) 日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ **孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果**
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ **3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果**
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022)
- ・ **職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)**
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



Social isolation and loneliness have **serious health consequences.**

Their health risks are comparable to smoking daily, excessive drinking, and obesity.



World Health Organization



WHO Commission on Social Connection

“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

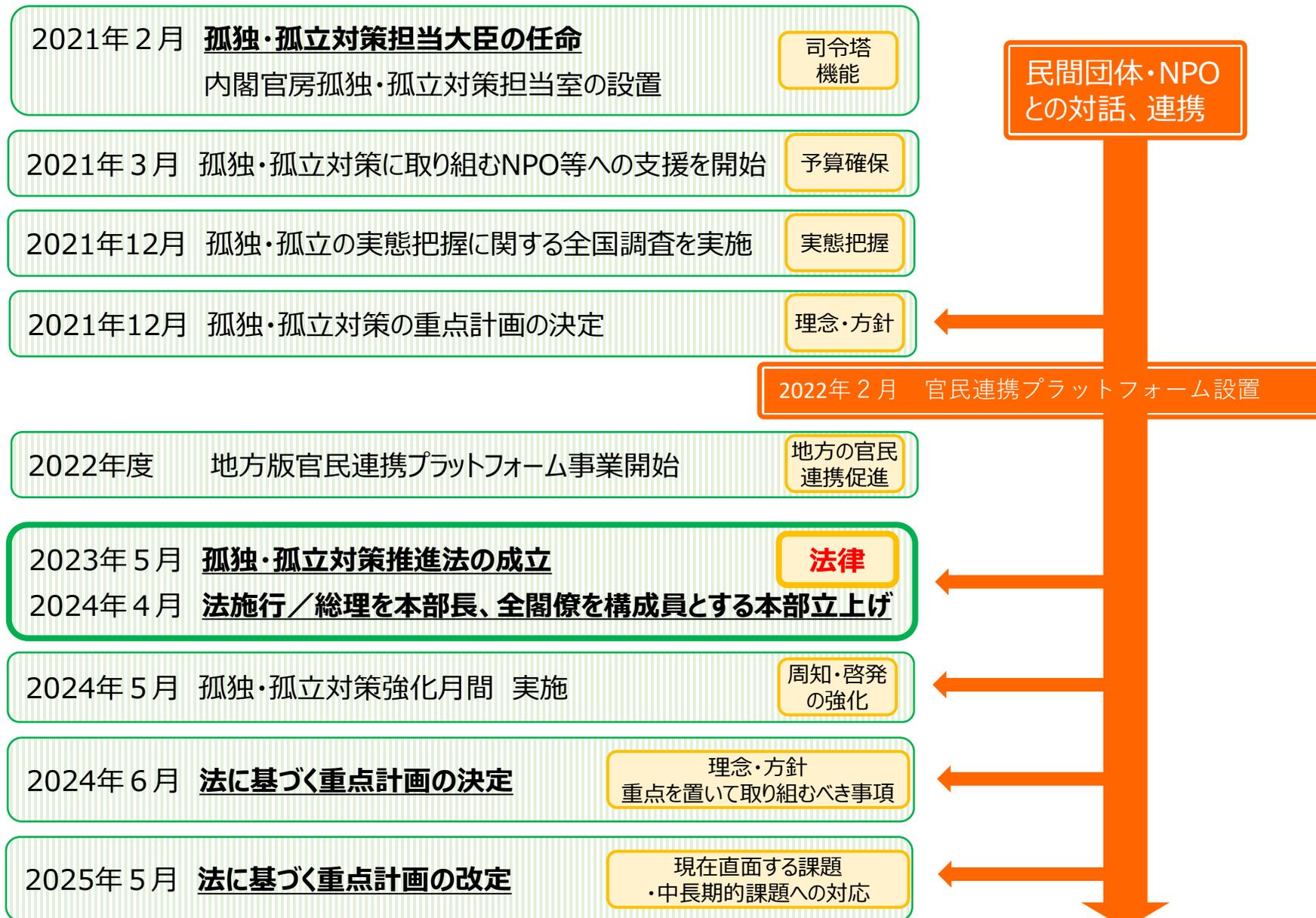
- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

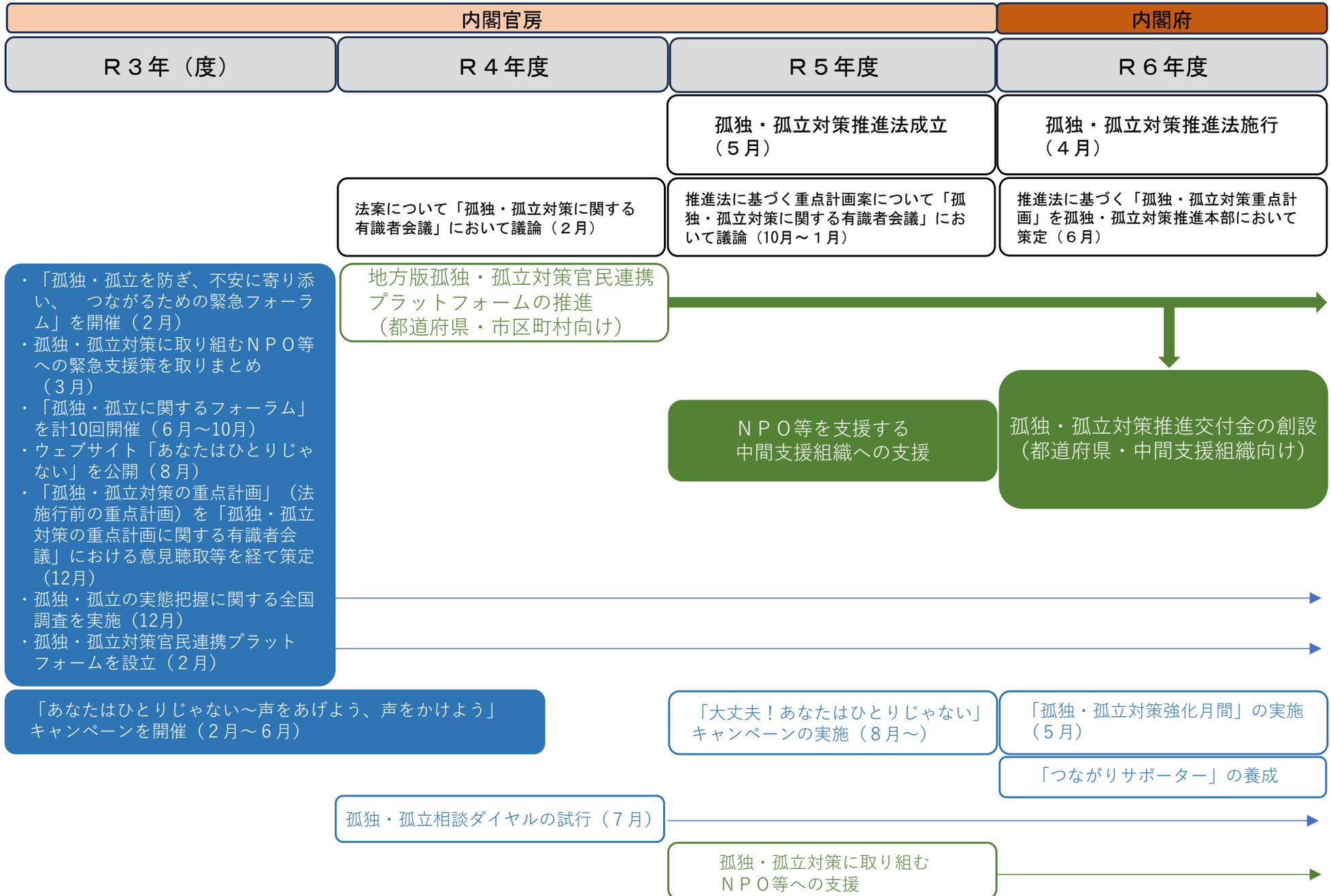
- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

孤独・孤立対策の歩み



これまでの主な対応



孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す。

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の**重点計画の作成**
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の**連携・協働の促進**（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、**内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする、孤独・孤立対策推進本部**（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う**孤独・孤立対策地域協議会**を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策の推進体制

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- 孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び孤独・孤立対策担当大臣
構成員	総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 環境大臣
	上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 ⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長	孤独・孤立対策担当大臣
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
 - ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
 - ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。
- 
- 
- など

②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- ー 令和6年は529人と過去最多。
- ー 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生とも増加している現状



【中長期的な課題】

✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

= 孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- ー 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- ー 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- ー 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

孤独・孤立対策推進経費 長期アウトカム

孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組を、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民そのほかの関係者の連携・協働により推進し、孤独・孤立の状態となっても頼ることのできる人と人との「つながり」、つながりの場となる「居場所」が地域にあることを実感し安心できる社会を実現する。

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）（抄）

（孤独・孤立対策の重点計画）

第8条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第21条第1項第1号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 （略）

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4・5 （略）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」 (令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和7年5月27日一部改定) (抜粋)

I. 重点計画について

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

(3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- 推進法第8条第3項に基づき、重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。このため、「Ⅲ. 具体的施策」に定める各施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めることとする。
- この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が重要であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を測るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。
- 政府は、引き続き、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を通じて、取組の推進を図る。その際、各施策の目標設定に当たっての好事例の横展開を進める。さらに、評価・検証のためのエビデンスの収集、評価・検証の指標についての検討も続けることとする。加えて、孤独・孤立対策として効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めることとする。

參考資料

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年）

調査目的

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省の関連行政諸施策の基礎資料とするため、令和3年から調査を開始。令和6年で4回目の実施。

調査概要

- ・調査対象：全国の満16歳以上の個人2万人
 ※有効回答数：10,876件（有効回答率54.4%）
- ・調査方法：内閣府から調査対象者あてに調査書類を郵送。
 調査対象者はオンライン又は郵送により回答
- ・調査事項：孤独・孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全33問）

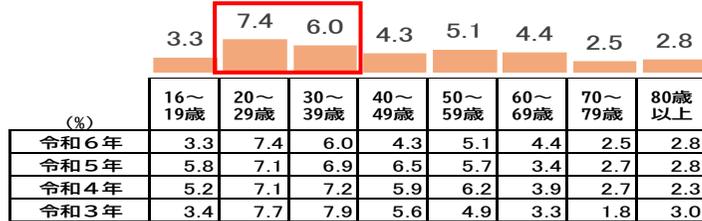
調査結果

【孤独の状況】

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」15.4%、「たまにある」が19.6%
 →合計約4割が「孤独感がある」と回答。



- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代及び30歳代で高い。



- 孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独感が比較的高い人）について、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事を回答割合の高い順にみると、①「家族との死別」(24.6%)②「一人暮らし」(18.8%)、③「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」(14.7%)となっている。

【孤立の状況】

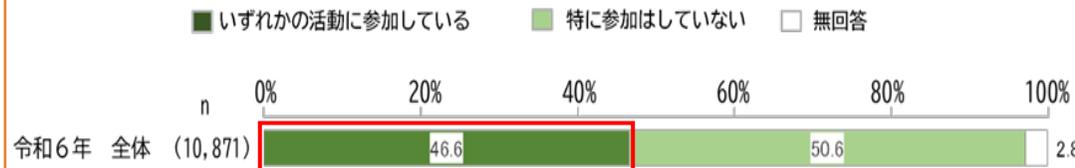
- ①家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.3%



- ②社会活動への参加状況

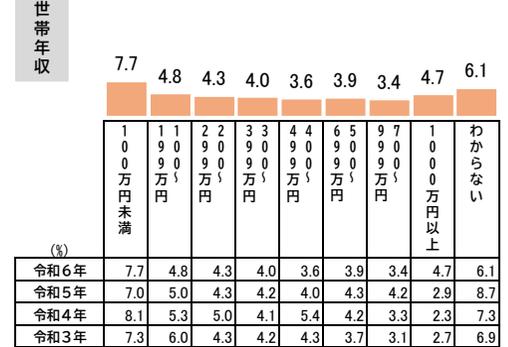
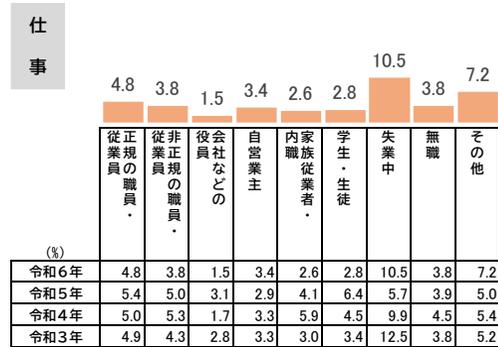
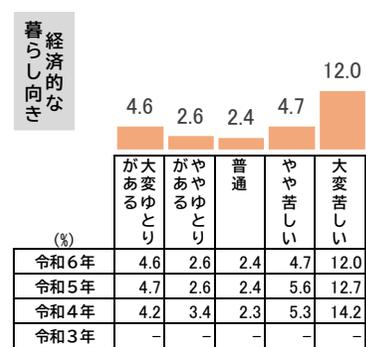
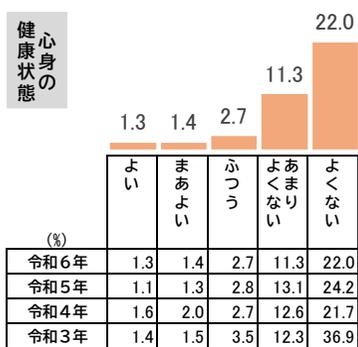
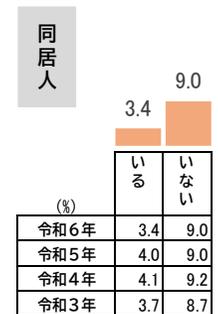
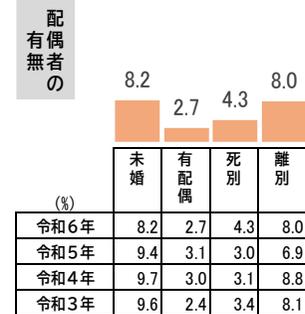
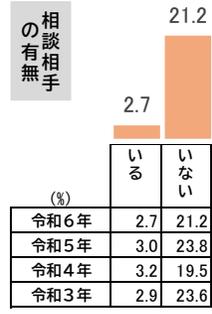
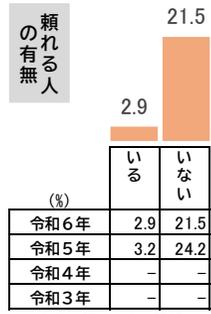
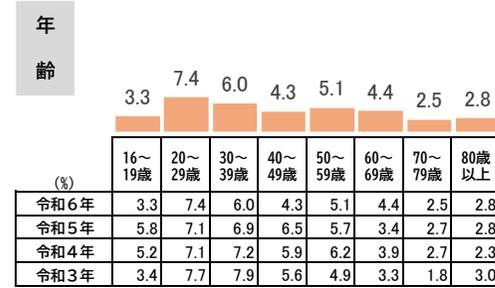
- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が50.6%で、いずれかの活動に参加している人の割合は46.6%



【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.3%	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	15.4%	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.6%	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	40.6%	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	18.4%	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.6%	1.5%	0.6%	0.9%



※令和5年調査からの設問

※令和6年調査からの設問

※令和4年調査からの設問

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

(1) シンポジウムの開催

より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度から開催。

<令和6年度のテーマ>

- ・「孤独・孤立対策のこれまでとこれから～『連携・協働』について考える～」
- ・「「らしさ」と孤独・孤立」

(2) 孤独・孤立対策強化月間（5月）

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施

(3) つながりサポーター

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」養成講座を実施（講座実施にあたっての協力、自主的な取組など）。

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施など

体制

※会員数637団体

（令和7年6月1日時点）

会員 (422)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (165)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (50)

民間団体・助成団体など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会（令和4年度～）

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】 「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】 ・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

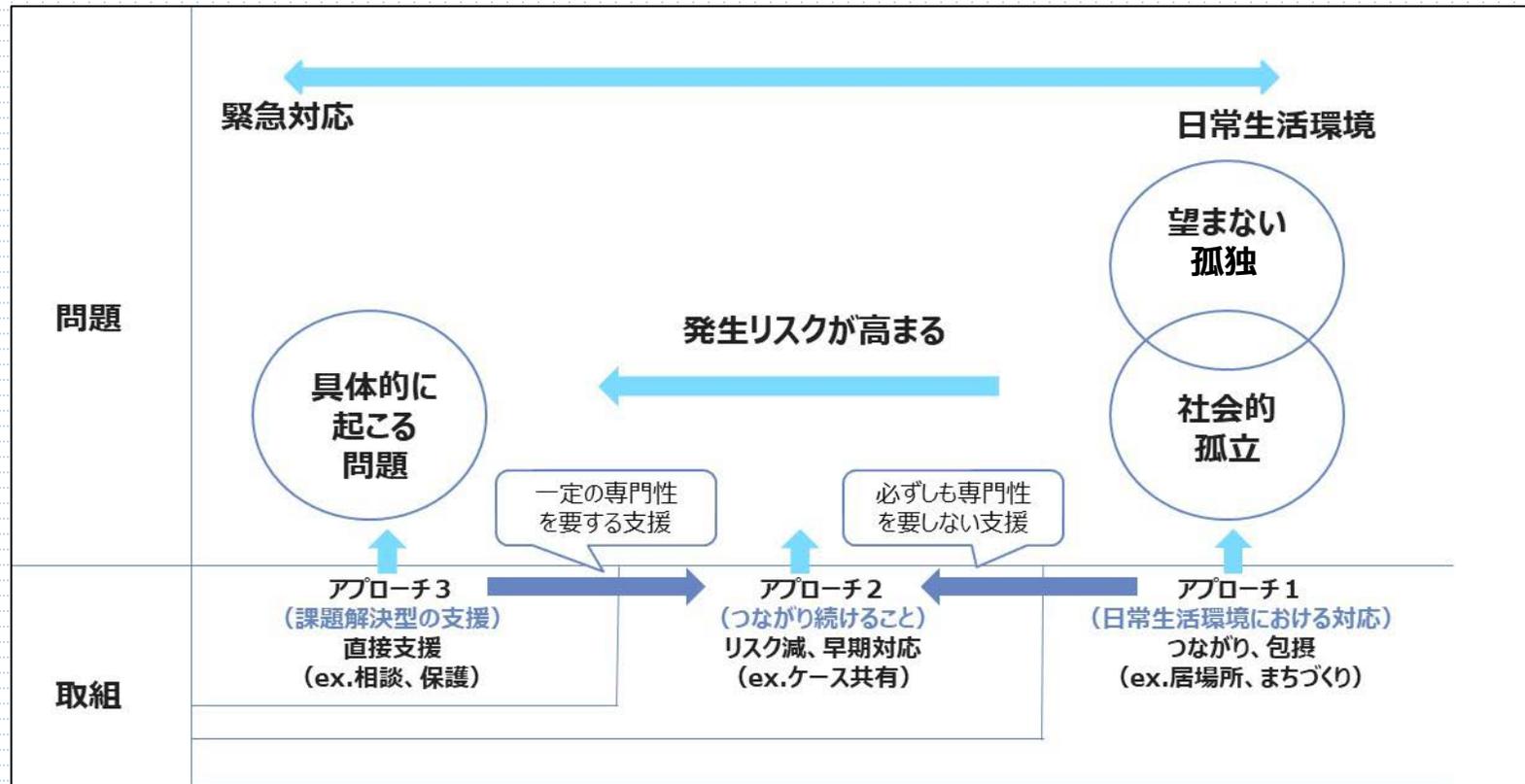
重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】 ・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつながりの姿・仕組みの提示
- （※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等）

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(図の出典) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2 中間整理 「孤独・孤立」問題とアプローチの一部を編集

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

- 住民に身近な地方公共団体において、官民連携の基盤となるプラットフォームの設置により、多様な主体が相互に連携・協働を図りながら、孤独・孤立対策を推進することが重要
- 行政区域を超えてプラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開することで、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援

令和4年度実績：29団体（都道府県10団体、市区町村19団体）

5年度実績：15団体（都道府県2団体、市区町村13団体）

6年度実績：32団体（都道府県18団体、市区町村14団体）

※6年度都道府県向けは、孤独・孤立対策推進交付金

推進体制

- 地方公共団体は、プラットフォームの構築による孤独・孤立対策の取組の基盤を整備することを通じて、地域内での多様な主体の連携を推進
- 国は、地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、プラットフォーム設置の促進に向けた支援を実施

関連事業

- 取組方針の作成
- 実態把握や地域資源の調査
- 関係者間の情報共有や相互啓発活動
- 住民への情報発信や普及啓発活動
- 人材確保・育成のための研修
- 地域協議会の設置
- 居場所の設置など当事者等への支援 等

地域の実情に応じた孤独・孤立対策の取組の展開

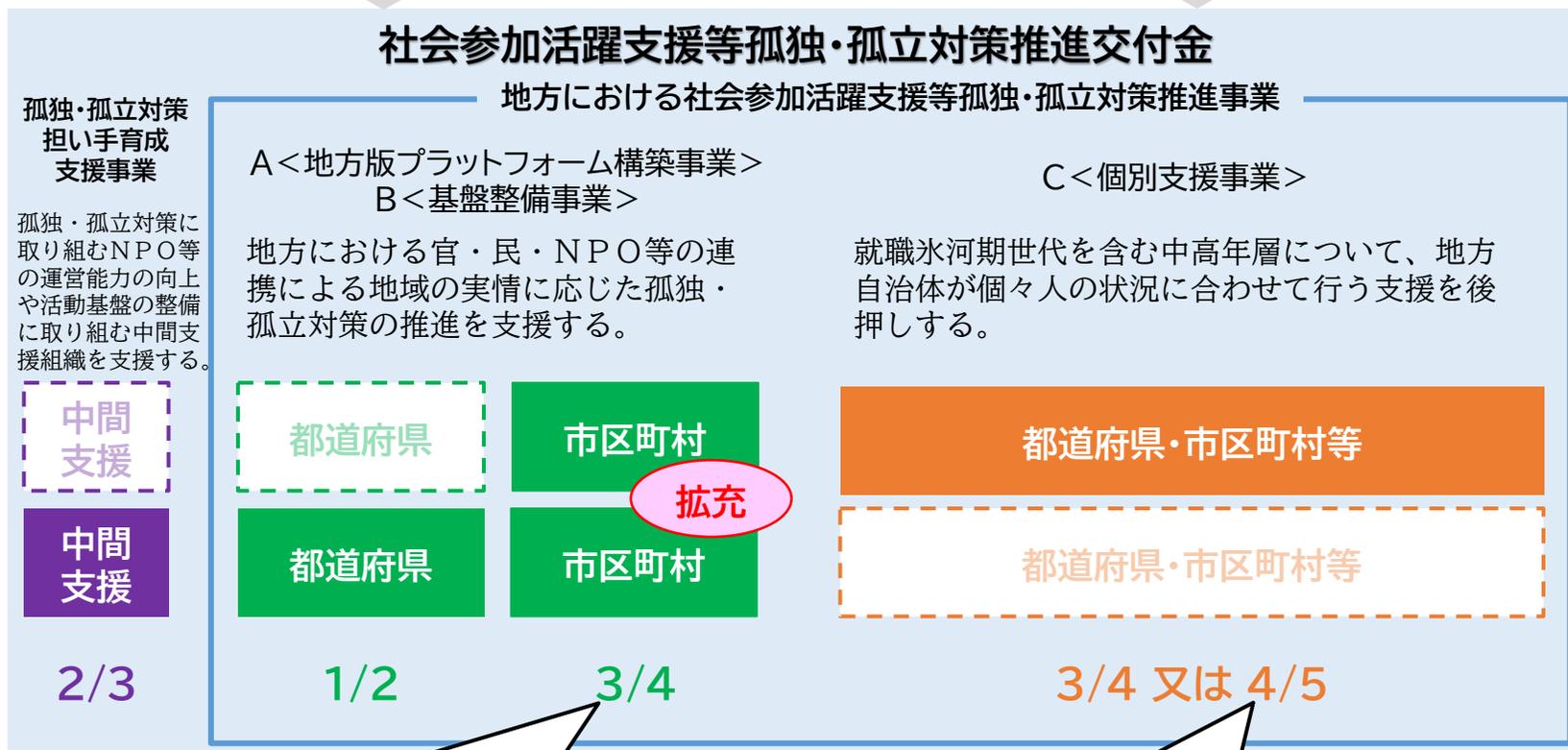
社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金について

令和6年度



交付金を統合

令和7年度



(R6補正)

(R7当初)

補助率

2/3

1/2

3/4

3/4 又は 4/5

現状、市区町村における連携基盤の設置数が少ないため、高い補助率により支援し取組を加速化。

リスキリングと広域連携について特に高い補助率で支援。

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）の概要

目的	孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対して、運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進する。
実施主体	中間支援組織（NPO等を支援する非営利法人） ※複数法人から構成されるコンソーシアムによる実施可
交付率	国 2 / 3、中間支援組織 1 / 3
交付基準額	900万円（交付上限額：600万円）
事業内容	<p>日常の様々な分野における緩やかなつながりや居場所づくりに取り組むNPO等に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の伴走支援を通じ、個々の経営力や事業力を高め、地域の多様な主体との連携・協働や新たな取組を促進し、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する。</p> <p>※原則一つの都道府県を超えた区域で事業を実施すること ※民間団体への委託可</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々のNPO等の運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）を強化するためのノウハウ普及 ・ 地域の孤独・孤立対策を推進するためのNPO等の人材育成とネットワーク形成の伴走支援 ・ 個々のNPO等が従来の活動領域を超えて行う取組促進のための専門家派遣やセミナー実施
対象経費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）

<事業の流れ>



地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組事例

設置上の工夫

設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置（連携中枢都市圏を形成する6町との連携）【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- ※その他、その他、近隣の3市と連携してアートを活用した社会参加をコアとするPFづくり（神奈川県座間市）
- 日常生活圏域の中から選定したモデル地区においてPFを設置したのち、他の地域へ水平展開【愛知県春日井市】 **事例②**
- あえて登録会員制をとらないことでPFメンバーの自由な出入りを可能とする例【愛知県豊田市】

既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置【広島県三原市】 **事例③**
- 重層的支援の多機関協働の取組を拡充する形でPFや地域協議会を設置【広島県尾道市】【千葉県市原市】 **事例④**
- ※その他、既存の地域づくりの連携会議（岡山県笠岡市）や地域福祉推進市民会議（北海道登別市）を基盤としてPFを設置する例など

構成員等の工夫

- 県内の全て又は大部分の市町村が構成員として参加【北海道】【滋賀県】【岐阜県】【埼玉県】 **事例⑤**
- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【奈良県生駒市】、【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- ※その他、地方銀行が参加（埼玉県、愛媛県）、農業協同組合が参加（三重県伊勢市）、商工会議所が参加（三重県伊勢市、鳥取県ほか）、宅建業協会が参加（徳島県）、大学が参加（奈良県生駒市、徳島県）、電力会社、保険会社等多様な民間企業が参加（東京都中野区）の例など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】 **事例⑥**

運用上の工夫

特定のテーマから取組み、広げていく工夫

- 被災者支援・復興支援のための取組から入り広げていく例【愛媛県宇和島市】【熊本県熊本市】
- 自殺予防対策から入り広げていく例【青森県】【兵庫県播磨町】
- 自治体が実施したアンケート調査の結果を踏まえ、支援や制度の狭間にある若年層への支援から入り広げていく例【東京都品川区】

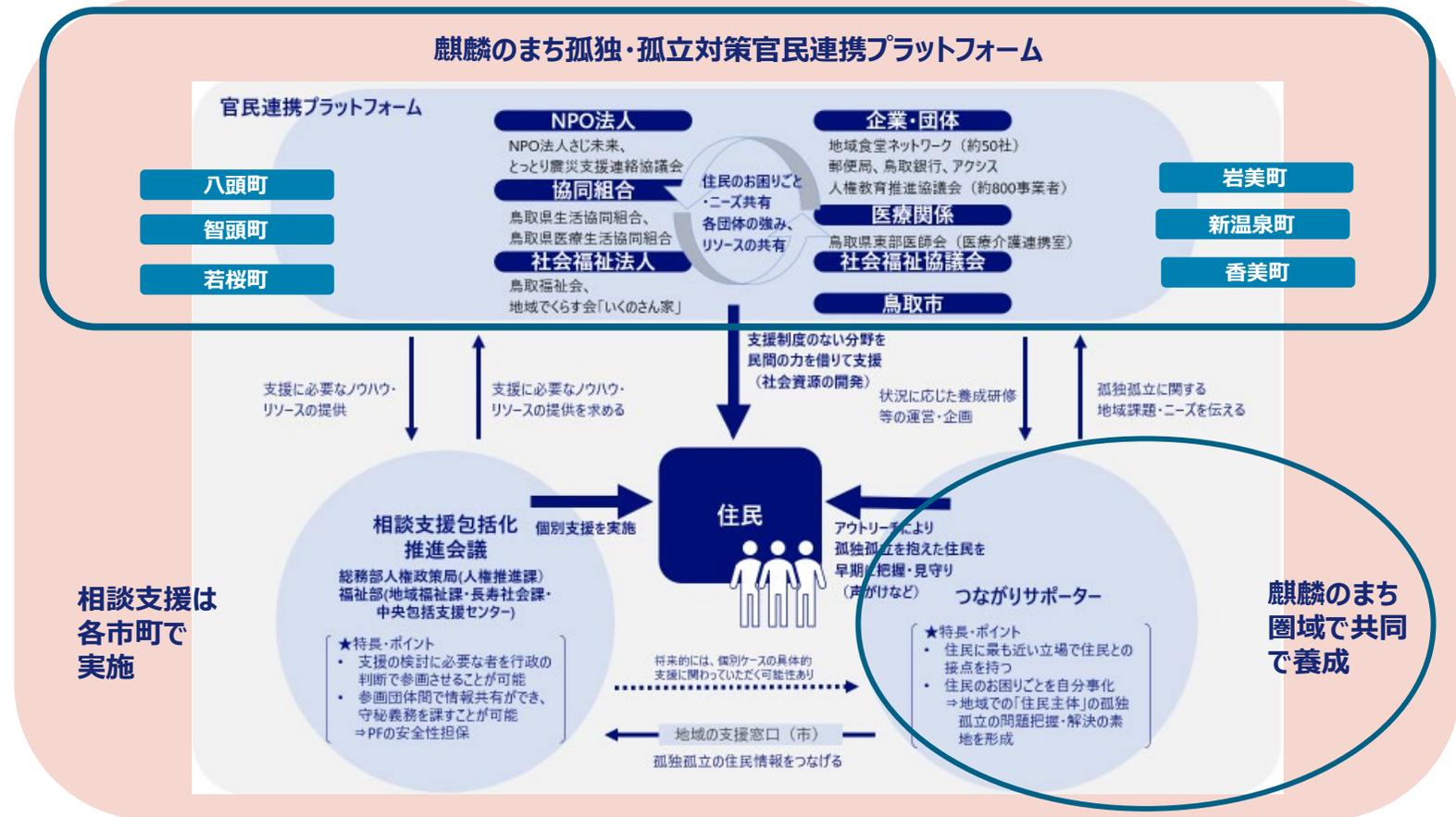
PF構成員と連携した対策の推進

- 相談窓口を開設し、PF構成員の支援機関が連携して対応【鳥取県】 **事例④**
- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声がけできるよう独自の一般市民向けのサポーター養成研修を実施【千葉県市原市】【鳥取県鳥取市】 **事例①**

事例①

鳥取県鳥取市

- ・ PFには郵便局・銀行含む多様な構成員が参加。「つながりサポーター」の養成研修、社会福祉法上の支援会議（相談支援包括化推進会議）へのノウハウ提供などを通じて、有機的に連携できる姿となっている
- ・ 連携中枢都市圏を形成する6町（鳥取県4町、兵庫県2町）と連携してPFを拡充設置



事例②

愛知県春日井市

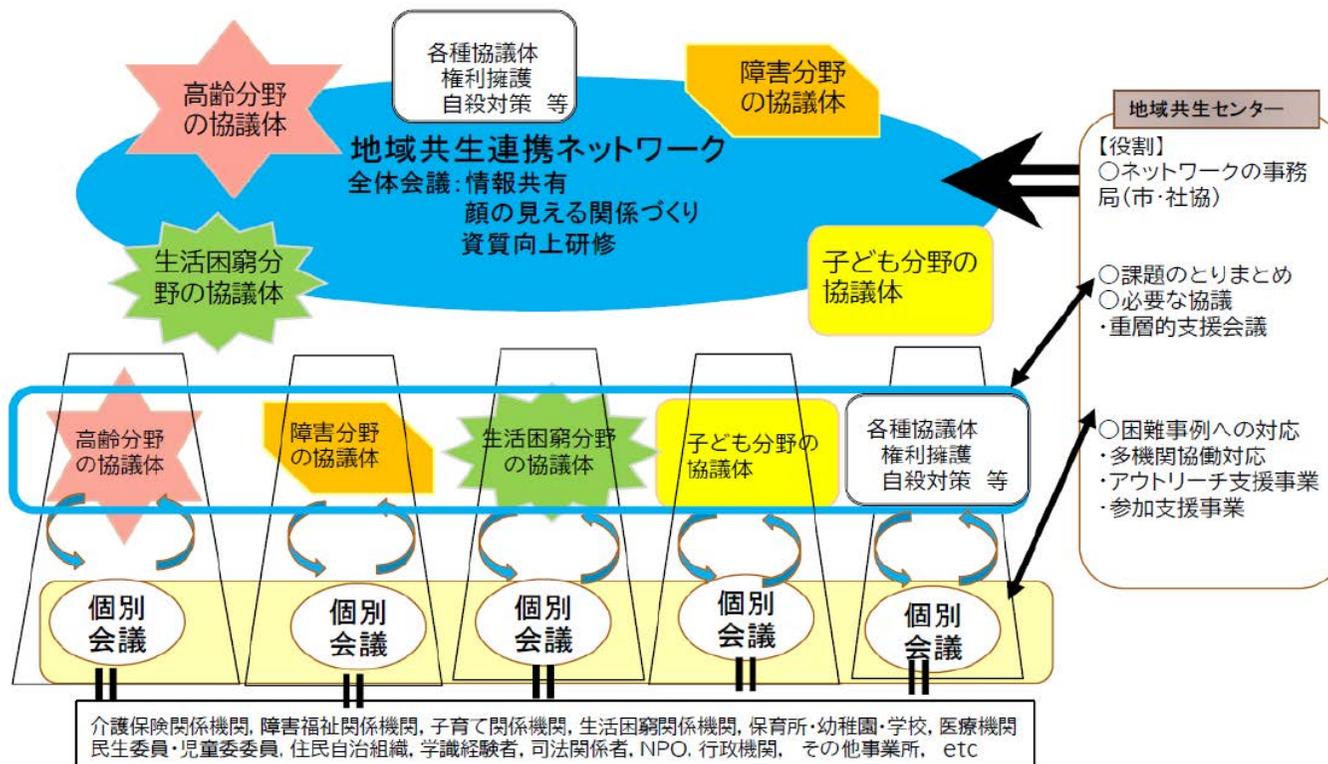
- ・既存の地域ケア会議の取組を参考に、地域特性に応じたPFを作るため、日常生活圏域の中からモデル地区を選定してPFを試行的に立ち上げ、市内他地域で水平展開を目指す
- ・モデル地区においては居場所づくり等を目的とする活動団体や地域活動に積極的な企業等にも参加を呼びかけ



- ・ 市内で既存の会議体についての調査を実施し、それぞれの会議体を実態を整理した上で会議体を整理・統合し、地域共生センターを事務局としたPFを設立。
- ・ 既存の各種協議体を、プラットフォームを構成する部会として配置し、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

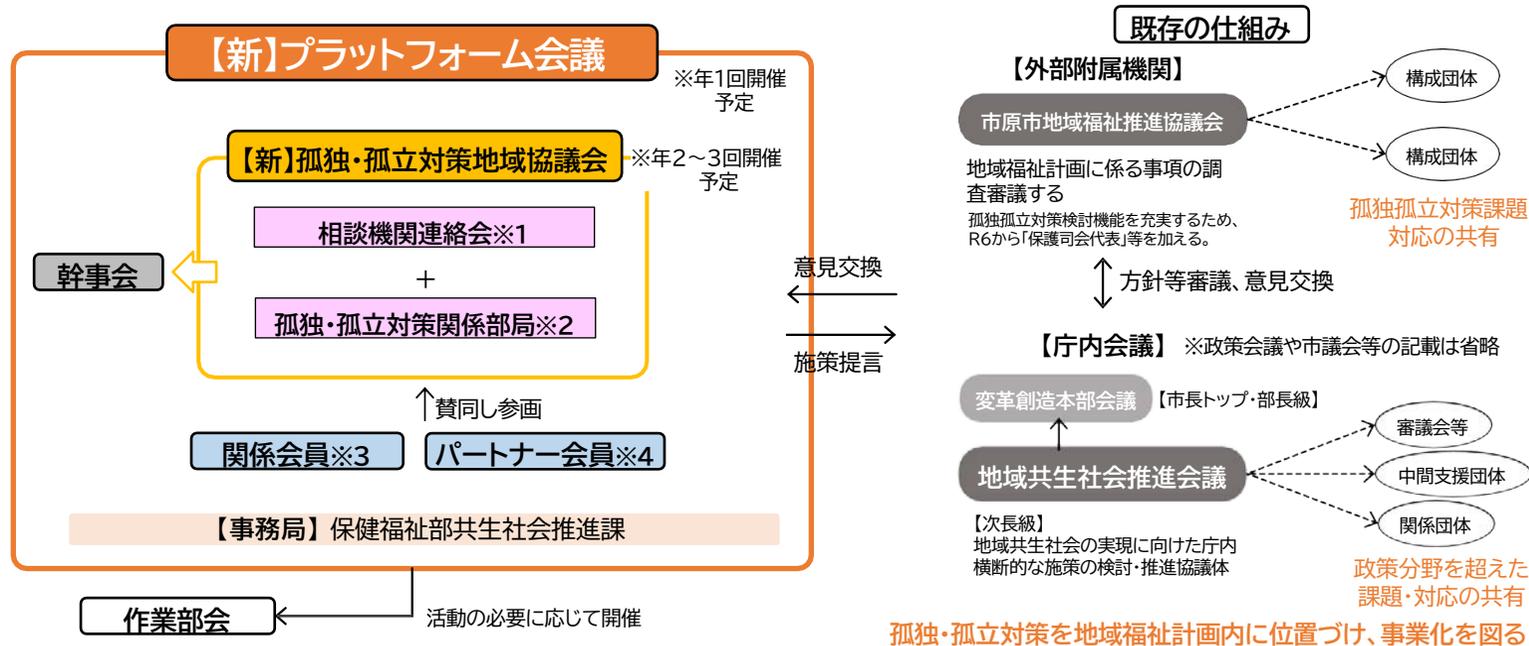
【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク



事例④

千葉県市原市

- ・重層的支援のケースに共通する孤独・孤立の問題をフックに、福祉に留まらない多様なプレイヤーの参画を図り、多機関協働と地域づくり支援を一体的に推進
- ・既存の重層的支援の相談機関連絡会をベースに、孤独・孤立対策に関連する部署を追加し地域協議会を設置、そこに中間支援組織等の関係団体や趣旨に賛同する民間団体が参画しPFを形成



※1 相談機関連絡会

- 重層的支援体制整備事業の多機関協働。顔の見える関係づくりの場。
- 地域包括支援センター
 - 基幹相談支援センター
 - いちばら生活相談サポートセンター
 - いちばら福祉ネット
 - 社会福祉協議会
 - 千葉県医療SW協会
 - 生活福祉課
 - 子ども家庭総合支援課
 - 子育てネウボラセンター
 - 子育て支援センター
 - 青少年指導センター
 - 指導課スクールソーシャルワーカー

※2 孤独・孤立対策関係部局

- 孤独・孤立対策に関連する部署を追加。
- 消費生活センター
 - 地域連携推進課
 - 保健センター
 - 共生社会推進課

※3 関係会員

- 行政関係団体、中間支援団体、孤独孤立対策に関係する市の附属機関などに参画する団体。
- (例)
- 町会長連合会
 - 市医師会
 - 商工会議所
 - 小中学校校長会
 - 民生委員児童委員協議会
 - 子育て家庭支援員協議会
 - 保護司会・更生保護女性会 など

※4 パートナー会員

- 趣旨に賛同するNPO団体、民間事業者等。
- (例)
- 子ども食堂運営団体
 - 子育て支援団体
 - ボランティア団体
 - 不登校当事者会
 - 認知症家族会
 - ひきこもり当事者会
 - 社会課題解決に取組む企業 など

事例⑤

埼玉県

- ・ 県内の大部分の市町村がPFに参加しており、各分野が既存の支援体制を整備した上で、孤独・孤立対策と予防に向け、包括的に取り組む
- ・ 県独自の共通メタバース空間での「つながるSAITAMAフェスタ」「バーチャルユースセンター」も活用して、PFの活動フィールドを効果的に拡大

➤ 令和5年2月9日設置

(計 1 5 5 団体 : 令和6年11月25日時点)

プラットフォームの構成

【会員】 行政機関

構成 ■ 県、県内市町村。
 →孤独・孤立対策と予防に向け、包括的に取り組む。

【会員】 NPO等、社協

構成 ■ NPO等、県社協、市町村社協。
 →団体同士がつながり、活動を広げるきっかけに。

埼玉県
 孤独・孤立対策
 官民連携
 プラットフォーム

【会員】 業界団体、民間企業等

構成 ■ 経済団体、民間企業等。
 →事業を通じ、資金や活動場所、就労への協力等を行う。

運営協議会

構成 ■ 学識経験者、地域活動実践者等、多分野で構成。→県PFの取組の検証を行う。

プラットフォームの目的

■連携の基盤

- ・ 分野、種別、地域などを超え、団体が広くつながる
- ・ 既存の活動や事業に「孤独・孤立」の横串を通し、取組みの裾野を拡大
- ・ 対等な立場でフラットに連携

など

■情報の発信

- ・ 「困ったときに支援を求めるのは良いこと」を社会に発信し、声を上げやすい社会づくりを目指す (ステイグマの解消)
- ・ 会員の活動や居場所などの情報を発信し、当事者の支援につなげる など

など

■会員の活動を支援

- ・ 研修や地域別ワークショップの開催
- ・ 先進的取組、好事例の共有
- ・ 各種支援、助成等の情報提供

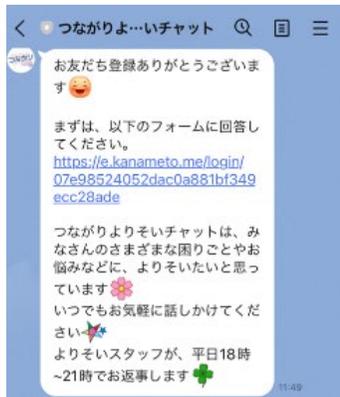
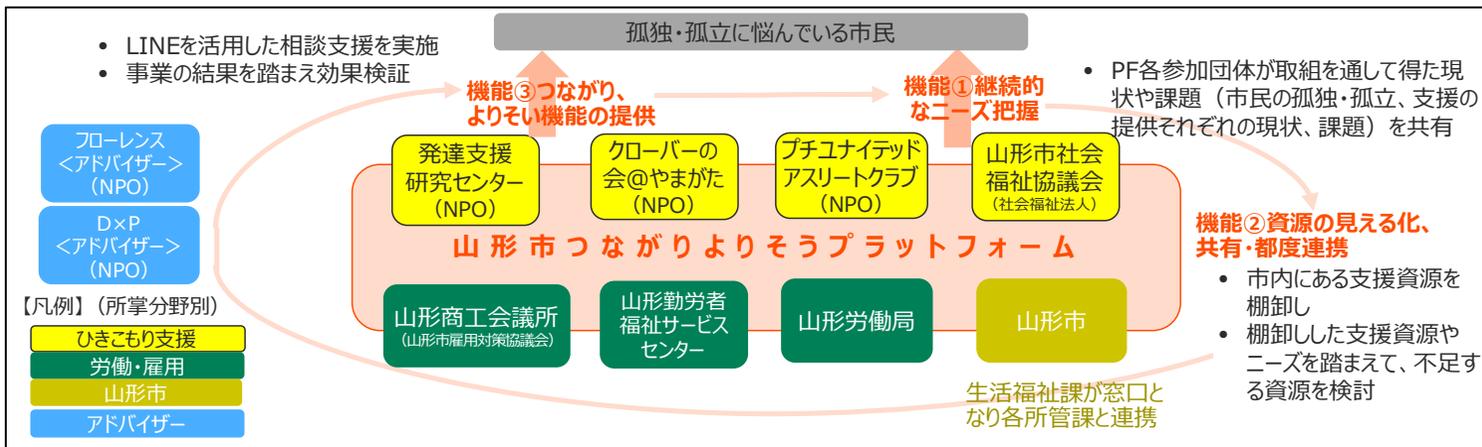
など

事例⑥

山形県山形市

- ・「山形市つながりよりそうプラットフォーム」を新設の組織体として設立。
- ・PFの第1弾事業である「つながりよりそいチャット」の運営にかかわった中間支援団体（運営を行った認定NPO法人フローレンスと、若者支援で豊富な実績を持ち「つながりよりそいチャット」の運営を側面支援する認定NPO法人D×P）にも声掛けし、アドバイザーとしてPFに参加。

山形市つながりよりそうプラットフォームの概要



つながりよりそいチャットの画面



認定NPO法人フローレンスによるプレスリリース

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例①

～孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査～

ごちゃまぜのまちづくりで誰もが孤立しない地域コミュニティ作り

一般社団法人 えんがお

一般社団法人えんがおは、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、全員がごちゃまぜに交流することで誰もが孤立しない地域コミュニティ作りを目指しています。地域の空き家や店舗を活用し、多様な世代が支え合う「ごちゃまぜのまちづくり」に取り組んでいます。

[一般社団法人 えんがお](#)



コミュニティハウスの前でメンバーと記念撮影



クリスマス会で参加者と一緒に餅つき大会



幅広い世代で足湯で交流

孤独・孤立対策強化月間ホームページより

<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例②

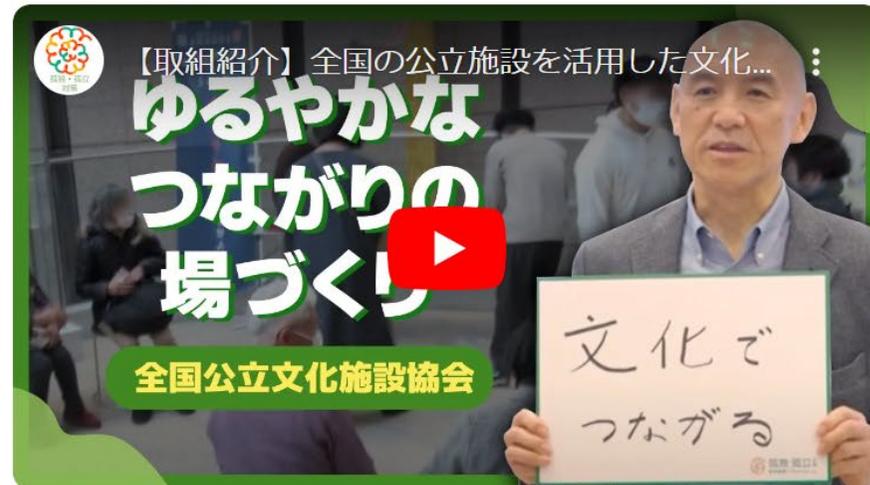
～孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査～

文化を通じた「ゆるやかなつながり」を生み出す地域コミュニティ作り

公益社団法人 全国公立文化施設協会

全国の自治体が建設した劇場、音楽堂等の文化施設約1,300館を会員とする統括組織。施設に向けた研修や活動調査、情報提供等の取組を行っています。施設を活用し、文化芸術活動をキッカケとした「ゆるやかなつながり」の場を生み出すことで、地域コミュニティの新たな形成を促し、孤独・孤立対策として地域の居場所作りを目指しています。

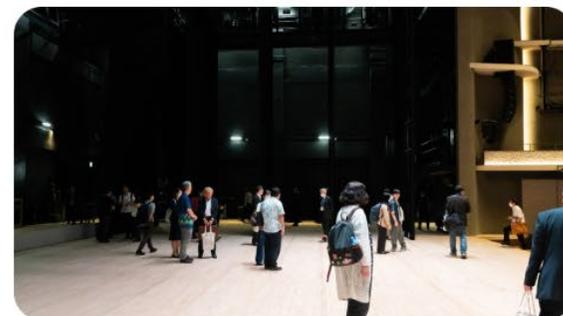
[公益社団法人 全国公立文化施設協会](#) 



2023年研究大会(沖縄) - 分科会 会場風景



2023年研究大会(沖縄) - 情報交換会 会場風景



2023年研究大会(沖縄) - アフターイベントの施設見学会

孤独・孤立対策強化月間ホームページより

<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例③

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

アート鑑賞プログラムを通じて笑顔と対話が生まれる場を提供

一般社団法人 ArtsAlive(アーツアライブ)

一般社団法人 ArtsAliveでは認知症当事者のご家族の方を対象に開始した対話型アート鑑賞プログラム「アートリップ」を、現在の社会で誰もが「その人らしく」「イキイキ」と生活する契機として全国で展開しています。

[一般社団法人 ArtsAlive](#) 



「アートリップで絵を見る会」
誰もがアートで笑顔に！飛鳥晴山苑高齢者安心センター心
れあい交流サロン「さくらのしずく」にて



「アート茶話会」
美術館の近隣のカフェで、出品作品の感想を楽しく共有し、
世代の異なる新たな友人や楽しい外出の機会を創出。



「ARTRIP+α」
仕事帰りの方々がアートを通して「心が温くなる」つながり
の場を創出。黒船亭?K-SPACEにて

孤独・孤立対策強化月間ホームページより

<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例④ ～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

社会に役立つスキルを身に着けながら地域貢献と自己実現を目指す「日本版メンズ・シェッド」

特定非営利活動法人 かみああと

特定非営利活動法人 かみああと は、高齢者や障害を持つ人々が社会に役立つスキルを身に着けながら地域貢献や自己実現を目指す取組を行っています。木造クラフトの制作などを通じ、参加者が楽しみながら社会貢献を目指す「ゆるやかなつながり」の場が形成されています。

[特定非営利活動法人 かみああと](#) 



孤独・孤立対策強化月間ホームページより
<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>